

令和2年12月4日

生徒・保護者の皆様へ

学校法人仙台育英学園
仙台育英学園高等学校
秀光中等教育学校
理事長・校長 加藤 雄彦

新型コロナウイルス流行に関する本学園の対応【第38報】

－ 文部科学省発出のマニュアル更新について －

平素より本学園の新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

12月3日に文部科学省が発出している『[学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～](#)』が更新されましたことをお知らせいたします。

中でも、本マニュアルにおける p.61-p.65 記載の「3. 臨時休業の判断について」が大幅に変更されております。同ページでは「本マニュアルの Ver.4 (2020.9.3 発出版) までにおいては、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応について示していましたが、(中略) この対応を見直し、**臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断することとしました**」と記載されております。また、「学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、**学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業**とすることが考えられます」とあります。

本学園におきましては、感染者が判明した際、**本マニュアルの同ページの内容を参考として今後対応**して参りますのでご了承願います。

つきましては、ご家庭のご理解とご協力をお願い申し上げます。